

「虐待」は都市で起こる

ー 児童相談所への虐待相談件数に関する 2 次分析ー

内田 良（日本学術振興会特別研究員）

1. はじめに

本研究は、児童相談所への虐待相談の件数に関して、地域差の観点から 2 次分析をおこなう。

児童虐待が急速に社会問題化するなかで、もっとも頻繁にそして唯一と言っていいほどに参照されてきた調査報告が、厚生労働省（旧厚生省）発表の、全国の児童相談所における児童虐待の相談処理件数の、年次推移である。報告には、児童相談所に寄せられた児童虐待の相談処理件数が、都道府県・政令指定都市ごとに記載されている。件数（単純合計）は、1990 年度の 1,101 件から 2002 年度の 23,738 へと急激な増加をみせている。

社会問題の構築主義の論者たちは、この件数の急増が、虐待という「実態」の急増のイメージへと転化していることを指摘してきた。これにならって、本研究は、児相への相談処理件数を、ひとまず、「実態」を捉えた数値とはみなさない。そうではなく、専門家や実践者、近隣の人びとが「発見」した結果、数え上げられることになった値とみなす。その上で、各都道府県・各政令指定都市の虐待発見活動に関して、2 次分析を進める。

2. 虐待発見の動向

発見された件数に関して、それがどの程度発見されやすいのか（発見されにくいのか）、をあらわす「発見率」をみるためには、各都道府県・各政令指定都市の相談処理件数を、それぞれの地域の子どもの数の規模で除する必要がある。その発見率をもとに、本研究では、まず「探索的データ解析」のアイディアを採用し、漠然としたデータ群から、何らかの特徴を見出ししていく。

データの特徴を知るには、分布の概要をつかむことが大切である。そこで視覚的な理解を重視する箱型図を用いて、発見率の年次推移をみる（図表は当日配布、以下同様）。また箱型図は、大きな特徴として、図の中に外れ

値を具体的に示すことができる。一般に、統計処理において、外れ値は分析の対象から取り除かれることが多い。しかし本研究は、その外れ値＝少数派の存在にも、虐待の発見活動を説明する力があると考えている。

本節の議論は、次のように整理できる。箱型図が示す分布の概要から、第一に、各地域の発見率ならびに地域間の差は、年度ごとに大幅に上昇している。ただし、地域間のバラつきを標準化すると、バラつきはむしろ収斂しつつある。第二にとくに外れ値に注目すると、90 年代前半は発見率が一時的かつ突発的に高くなる地域が多くあったが、90 年代後半にはそうした地域は少なくなった。

3. 発見率の都市／地方差

前節では、外れ値の検討をとおして、地域の変動を一瞥し、いくつかの情報を得ることができた。ここでさらに、地域の変動に踏み込んでみる価値がある。そこで、90, 93, 96, 99, 02 年度に関して、上位と下位それぞれに位置する 5 つの地域をとりあげて、地域間の変動をみていくと、目を引くのは、政令指定都市や都市度の高い府県が、次第に上位を占めるようになってきている点である。90, 93 年度の時点では上位は地方の県によって占められている。このとき政令指定都市は、下位の方にも位置している。90 年代後半頃から、全国区の集団を、政令指定都市に代表される都市的地域が牽引するようになった可能性が見出される。

よって次に、59 地域を都市／地方に分類して、都市と地方の有意差を検定（U 検定）した。分析の結果は、次のように整理できる。第一に、相談件数の公表が始まった 90 年度当初は、虐待一般の発見率は、都市／地方に関係なく多様であった。そして 99 年度以降、都市が地方に比べて高い発見率をもつようになった。第二に、「児童虐待の防止等に関する法律」によって、関係機関の通告義務等が明

確化された直後の 01 年度は、都市と地方の差がとくに強く出た。

4. 発見の担い手としての相談経路

97 年度以降は、相談経路に関する各地域のデータが記載されるようになった。相談経路とは、児童相談所に相談を寄せた機関や人(家族／近隣知人／保健所等)を指す。ここでは、相談経路別の発見率が都市と地方の間でどのように異なっているのかについて、通時的に分析する。

本節の分析の結果は、次のように整理できる。相談経路別の発見率からは、全体として都市の関係機関が発見率を高めてきたといえる。さらに、第一に、私的な人間関係(近隣・知人等)と医療機関が、その高まりをいち早く支えてきた点と、第二に、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行時期に沿うかたちで、多くの公的な機関が発見率を急速に高めた点が見出された。

5. 「虐待」の論じ方

日本において、「虐待」問題は「地縁・血縁の希薄化」、「核家族化」、「少子化傾向」、「親の生育歴上の心理的問題」等の、現代的で都市的な文脈のもとで語られることが多い。ここには、客観的な実態として、都市において虐待がより多く発生しているという認識が前提にある。実証的な研究においても、関係機関への質問紙調査から、虐待の「発生」率を都市化に関連づけるものがある。

しかしながら、都市化と虐待の客観的な発生実態とを、容易に結びつけてよいものだろうか。前節までの分析でみたのは、90 年代後半になって都市が発見率を高めていく姿である。つまり、社会問題化した「虐待」には、都市的なものの見方が大きく関与している。都市という、すぐれて現代的な生活環境が、実態のレベルで虐待の原因となるというよりは、むしろ、都市の関係機関や人びとの認識が、言説として「虐待」の原因をつくり出すのである。虐待が都市で起こるというよりは、「虐待」が都市で起こるのである。

こうした都市的な語りはさらに、重要な点を語らないことになる。その重要な点とは、伝統的なしつけとしての懲罰(とくに身体的なそれ)である。現在の虐待問題の文脈は、伝統的な社会において用いられてきた懲罰に関する議論を見落としている。そして、都市

的・現代的な社会における不適切な行為(＝「虐待」)に関する議論を立ち上げる。現代＝都市の文脈が、伝統＝地方の文脈を省みずに、「虐待」を一枚岩的に語ってしまうのである。

アメリカでは、州の規定によっては、子どもを傷つけるような文化的あるいは宗教的な行為が、虐待に含まれない場合もある。また多くの研究が、地域、文化、エスニシティによって、虐待の定義や、身体的な懲罰の意味づけが異なることを指摘している。しかし日本の虐待言説は、都市／地方あるいは現代／伝統におけるしつけ観や子育て観の相違をほとんど論じることなく、一枚岩的にイメージをつくりあげている。都市的な「虐待」の見方・語り方が、多くの苦しむ子どもを救ってきたあるいは救おうとしていることは、評価すべきである。しかしながら、都市的な言説で、すべてが語りつくせるわけではないということも認識しなければならない。

また、この都市の言説を支えているのは、諸関係機関だけではないことを忘れてはならない。発見率の都市化は、公的な関係機関よりも、私的な関係者たちによって早い段階から支えられてきた。都市における医療機関や私的な人間関係の力は、都市における「虐待」の見方や語り方を規定する重要な役割を担ってきたといえる。

社会問題の構築主義による実証研究では、特定の社会集団によるクレーム申し立て活動や、マスコミによる報道活動が、分析の対象となることが多い。そこでは、世論を形づくる集合的な「運動」によって、状況が新しく定義されていく過程に関心が集まる。しかし、意外にもそうした組織の問題ではなく、身近な人間関係にある者が、言説を根底で支えている。

虐待は、それが禁止されたがゆえに、注目をあびる。そしてそれを禁止したり防止したりする活動が、都市のなかで、そこに住まう人びとの力を借りつつ、進められていく。こうして、虐待「発生」の原因が都市にあると考えられ、他方で地方の文脈は削ぎ落とされる。虐待問題を包括的に検討するためには、優勢な都市的文脈のなかで見過ごされてしまう現象にも、注意を払っていく必要がある。

※この研究は、平成 16 年度科学研究費補助金の交付を受けておこなったものである。